

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会

1 基本方針

近年、高齢化や人口減少、核家族化や基礎的な生活レベルの向上を受けて人間関係や地域でのつながりが薄れてきています。また、支援が必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、孤立死、児童虐待、貧困の拡大など、福祉や生活に対するさまざまな課題が、家庭機能の変化なども影響して多様化・深刻化しております。また、台風や集中豪雨による水害等の自然災害も多発しており、地域での災害支援等の取り組みが大きな課題となっております。

本会は、社会福祉法第109条に規定された「住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織」として、かつての助けあいや人間関係、地域をつなぐを再構築することで、だれもが役割をもち、認めあい、支えあうことで、その人らしい生活を送ることができるような地域共生社会の実現に向け努めていくことが求められてきています。

そこで本会は、町民が抱えるさまざまな生活課題を的確に捉え、地域住民・地区社会福祉協議会・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等と連携し、大泉町と一体的に策定した「第二次大泉町地域福祉計画・第二次大泉町地域福祉活動計画」の基本理念『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪 おおいずみ』の実現に向け、地域福祉・在宅福祉事業のほか、介護保険事業、指定管理事業などのさまざまな福祉関連事業に取り組み、より一層地域福祉の推進を図り、ともに支えあい、助けあいまちづくりに努めることを基本方針とします。

2 重点施策・実施事業

- (1) 地域福祉推進事業
- (2) 介護サービス事業
- (3) 地域活動支援センター事業
- (4) 老人福祉センター事業
- (5) 心身障害者等デイサービスセンター事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 生活困窮者自立相談支援事業
- (8) その他の福祉事業

(1) 地域福祉推進事業

核家族化や高齢化、家族のあり方の変容、近所づきあいの希薄化により、地域での孤立化が危惧される状況となっており、地域でのつながりづくりが一層重要となってきた。そこで、多様な生活支援ニーズに応え、地域の実情に応じた地域支えあいの体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）に努める。

また、町より新たに生活支援体制整備事業の委託を受け、地域ニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、更なる住民福祉の充実を図るとともに、第二次地域福祉活動計画の基本理念である、『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪 おおいずみ』の実現に努める。

ア 法人運営事業

(ア) 理事会、評議員会、監事会の開催

法人組織の強化、事業運営の透明性の向上等に取り組み、地域に信頼される運営を行う。

(イ) 評議員選任・解任委員会の開催

評議員の選任及び解任について、評議員選任・解任委員会を開催する。

(ウ) 会員募集の実施

福祉活動等を行っていくための自主財源確保のための会員募集を行う。

(エ) 社会福祉法人間の連携に関する事業の調査・研究

社会福祉法人間の連携を図り、地域における公益的な取り組みを推進できる体制づくりに努める。

(オ) 役職員研修会への参加及び研修会の開催

役職員研修会の実施や専門研修に参加し、役職員の資質及び専門性の向上を図るとともに、スキルアップのための職員研修会の企画・実施を行う。

(カ) 第三者委員会の開催

社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応の推進を図る。

(キ) 第二次大泉町地域福祉活動計画の進捗管理の実施【新規】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図る。

(ク) 事業継続計画（BCP）策定に関する調査・研究【新規】

災害や事故などを受けても重要な事業やサービスの提供をなるべく中断させない、または、可能な限り早急に再開するために事前に取り決めておく計画の策定に向けた調査・研究を行う。

イ 企画・広報事業

(ア) 広報紙「社協だより」の発行

地域福祉活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を行う。

(イ) 社会福祉大会の開催（大泉町と共催）

町内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催する。

(ロ) 戦没者追悼式の開催（大泉町と共催）

戦没者の御霊を追悼するとともに、恒久平和を祈念するため開催する。

(エ) ホームページによる福祉情報の発信

地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を行う。

(オ) 介護職員初任者研修事業（千代田・邑楽町社協と共催）の開催【新規】

高齢社会において、介護に携わる者が業務を遂行する上で、質の高い介護の知識・技術とそれを実施する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができる介護職員の人材確保を図るため研修を実施する。

ウ 地域福祉・地区社協事業

(ア) 第二次地域福祉活動計画に基づく事業の実施

基本理念である『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪 おおいずみ』実現のため、地域ぐるみの支えあい、助けあいの推進に努める。

(イ) 地区社協長連絡会議の開催

相互の情報交換、連絡調整及び研修等を行い、地域福祉の向上に資することを目的とし開催する。

(ロ) 地区社協の組織確立と活動の支援

地区社協の活動を支援するため、活動費の助成だけでなく、講演会や研修会を通じて新たな事業の提案や情報の提供を行う。

(エ) いきいきふれあいサロン事業の支援

家の中に閉じこもりがちな高齢者や障害がい等のための居場所づくりのための助成や支援を行う。

(オ) 高齢者訪問事業の実施

90歳、95歳の方々に対し、長寿記念品の贈呈を行う。

(カ) ひとり暮らし高齢者等在宅福祉サービス事業の実施

a ひとり暮らし高齢者おせち料理サービス事業の実施

70歳以上のひとり暮らし高齢者におせち料理を配布することにより、

地域住民との交流を推進し、楽しい正月を過ごせるよう援助する。

(キ) ひとり親家庭のつどいの開催

ひとり親家庭を対象に、家庭の絆を深めることを目的とし開催する。

(ク) 障害児者親子ふれあい事業の開催

障がい者親子を対象に体験型の講座等を開催し、日頃のリフレッシュや参加者同士の交流を図り、豊かな地域生活と社会参加を促進することを目的とし開催する。

(ケ) 生活支援サービス事業の実施

多様な生活支援ニーズに応え、地域の実情に応じた地域の支えあいの体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）に努める。

エ ボランティアセンター事業

(ア) 市民活動フェスティバルの開催

ボランティア活動だけでなく、多様な活動をつなぐネットワークづくりと、活動団体同士の交流や情報交換の促進、多くの住民に活動を「知る・見る・体験する」ためのきっかけづくりを目的とし開催する。

(イ) ボランティアグループ育成支援

活動に関する研修の提案や講座の紹介等を行い、充実したグループ活動の支援を行う。

(ロ) ボランティア養成講座の開催

a 朗読ボランティア講座（千代田・邑楽町社協と共催）【新規】

読み聞かせや町広報紙等の音訳のボランティアを養成し、児童や高齢者、視覚障がい者等との交流を通じて地域福祉の増進を図るため、3町合同で講座を開催する。

b 家族DE チャレンジスクール

家族での体験を通して家庭内でのボランティア意識を高め、地域福祉の向上に努める。

c レクリエーション講習会

ボランティアの育成を図り、継続したサロン運営が出来るよう、ともに支えあう地域づくりを推進することを目的とし開催する。

d ボランティア講座

ボランティアに関する講座を開催し、新たな活動者の増加に努める。

(エ) ボランティア相談、あっせん事業の推進

ボランティアに関する相談やあっせんを行い、活動しやすい環境づくりに努める。

(オ) ボランティア保険加入促進

ボランティア保険に関する相談や各種対応を行い、保険加入促進を図る。

(カ) 広報紙「ぼらんていあ」の発行

ボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、活動に関する情報の提供を行う。

(キ) エコキャップ収集運動の実施

誰もが参加しやすいエコキャップ収集運動を通して、地球、資源、福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の向上を図る。

(ク) ボランティア協議会活動支援

ボランティア協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。

(ケ) NPO法人等の相談支援

相談支援や情報提供を行い、各種団体との連携を図る。

オ 福祉教育推進事業

(ア) 学童・生徒のボランティア活動普及事業(地域指定福祉協力校モデル事業)の実施【新規】

社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、地域・学校・家庭が連携をして、地域に密着した福祉教育の推進を図る。

(イ) 福祉協力校の指定

福祉協力校連絡会議を開催し、学校との連携を強化するとともに、助成や支援を行い福祉教育の充実に努める。

(ウ) 福祉体験学習の実施

車イス・ブラインドウォーク・手話・点字・高齢者擬似体験等の福祉体験学習を積極的に実施し、福祉教育の推進を図る。

(エ) 小中学生ふくし作文・ポスターコンクールの実施

(大泉町・大泉町教育委員会と共催)

町内の小・中学生を対象に、福祉に関する作文・ポスターを募集し、社会福祉に対する一層の理解と関心を高めることを目的し実施する。

(オ) 介護体験教室の開催(大泉保育福祉専門学校と共催)

次世代を担う中学生を対象に、福祉教育の一環として介護問題への関心と理解を深めることを目的とし開催する。

(カ) 小学校放課後子ども教室への参加

学年を超えた福祉体験学習等の機会と福祉教育の更なる充実に努める。

カ 福祉団体育成支援事業

福祉団体活動にかかる費用の助成、団体事務局として活動の継続支援を行う。

(7) 遺族会活動支援

共通の境遇にある遺族の自主的団結のもとに相互に協力し、会員の福祉増進を図るための支援を行う。

(イ) 更生保護女性会活動支援

女性の立場からの犯罪や非行の防止に努めるとともに、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを援助し、もって青少年の健全育成と明るい社会の実現に寄与するための支援を行う。

(ロ) 心身障害児者等療育父母の会活動支援

心身障がい児者の支柱となり、福祉の推進、会員相互の親睦を図るための支援を行う。

(エ) 保護司会大泉支部活動支援

社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とするための支援を行う。

(オ) 母子会活動支援

母子福祉の基本理念に基づき、会員相互の連携と親睦を深め、もって母子家庭の生活の安定と向上を図るための支援を行う。

(カ) 老人クラブ連絡協議会活動支援

町内の老人クラブの連絡連携とクラブ活動の発展向上を図り、老人福祉の推進に寄与するための支援を行う。

キ 生活支援事業

(7) 福祉相談事業の実施

関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サー

ビ

スを活用しながら相談支援に関する取り組みを行い、住民福祉の充実を図る。

(イ) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行う。

(ロ) 通学補給金事業の実施

町内に居住する者のうち、その世帯の自立更生をめざし、高校・大学等に通学する者に対して、必要とする資金の一部を交付する。

(エ) 学生服リユース事業の実施

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもたちが安心して学習に打ち込める

よう子ども就学支援の一環として、各家庭で不用になった学生服を無償で提供していただき、必要とされる学生に活用していただくため実施する。

(オ) 法外援護事業の実施

行路人で所持金を持たないものに対し、町内から町外に転出するまでの旅費の現物支給や食糧等の支援を行う。

ク 共同募金配分事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの配分金を財源として、各福祉事業や生活困窮世帯等への支援として活用し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 高齢福祉事業の実施

a 高齢者友愛訪問事業の実施

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に週1回訪問し、安否確認とともに、ボランティアと高齢者のふれあいを図り、地域全体でひとり暮らし高齢者の生活を支える環境づくりを目的とし実施する。

(イ) 障害福祉事業の実施

a 在宅障害者等紙おむつ支給事業の実施

排泄行為に支障のある在宅障がい者等に対し、紙おむつの支給を行い、健康的な日常生活の営みを図り、もって在宅福祉、障害福祉の向上を図る。

(ウ) 福祉育成支援事業の実施

福祉育成に関する講演会や講座を開催し、新たな活動者の増加に努める。

(エ) 歳末たすけあい運動事業の実施

a 見舞金贈呈事業

本会及び民生委員児童委員協議会合同会議にて対象者及び見舞金額を決定し、関係機関団体等の協力を得て贈呈を行う。

b 福祉サービス事業の実施

地域住民、地区社協、民生委員、ボランティア団体等の諸団体が協力し、年末年始の時期に地域の実情や対象世帯の要望に即した活動やイベント等を実施し、住民参加による福祉のまちづくりへの意識向上を図る。

ケ 福祉サービス受託事業（大泉町及び群馬県社協）

大泉町及び群馬県社協から委託を受け、高齢者、障害者、低所得者等への福祉サービス事業を実施し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 大泉町受託事業

a ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯で、外出等困難であり炊事も難しい方を対象に、安否確認や地域交流を目的とし実施する。

- b ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の実施
おおむね65歳以上の在宅で生活するねたきり高齢者や認知症高齢者等で、在宅介護が必要とされる方へ支給し、高齢福祉の向上を図る。
 - c いずみ福祉号（車イス乗降車）の貸出
車イスごと乗れる車を貸出すことで、いつでも誰でもが外出できる環境の整備を図るため実施する。
 - d 手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程）の実施
聴覚障がい者の生活や関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、基礎的な手話を習得し、聴覚障がい者が地域で安心して生活できるコミュニティづくりを進めるため、3町（千代田町・大泉町・邑楽町）合同の手話奉仕員養成講習会を開催する。
 - e 生活支援体制整備事業【新規】
生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくりに努める。
- (イ) 群馬県社協受託事業
- a 生活福祉資金等貸付事業の相談、受付、償還督促業務
低所得者・障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び社会参加の促進を図る。また、貸付の未償還者への償還相談と督促に関する事務を行う。

(2) 介護サービス事業

利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護サービス事業を実施する。

ア 居宅介護支援事業

(ア) 居宅介護支援事業の実施

介護保険法に基づき、自立支援を目的に、居宅介護支援事業を実施する。利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるサービスの提供に努める。

本年度は、介護支援専門員を増員し、利用者が安心して日常生活を過ごすことが出来るよう努める。

(イ) 認定調査委託事業の実施

市町村の委託を受け、認定調査委託事業を実施し、公正かつ的確に調査を行うよう努める。

(ウ) 介護予防支援委託事業の実施

地域包括支援センターの委託を受け、要支援者に対し、介護予防を目的に介護予防支援・日常生活支援総合事業（介護予防プラン）を実施する。また、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながらサービスの提供に努める。

(3) 地域活動支援センター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、地域において就労の機会等が得難い、在宅の心身障害者に日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切に支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉を推進する。

ア 日常生活に必要な社会性の訓練

利用者一人ひとりの特性や能力を的確に把握し、お菓子販売においては、イベント等へ積極的に出店し、販売実習を行い、接客を通して社会性を身につけ、他者とのコミュニケーション能力の向上の支援を行う。

また、商業施設での買い物を実施し、小遣い帳の利用により、金銭を扱う機会を設け、正しい金銭感覚を養うとともに、軽微な買い物は一人でもできるよう支援する。さらに屋外活動の機会を多く設け、社会生活を送るうえでのマナーやルール等体得できるよう支援する。

(ア) 町高齢者、身障者スポーツ大会への参加

(イ) 県作業所連絡協議会行事への参加

(ウ) 買い物支援の実施

(エ) 外食の実施

(オ) 社会見学の実施

(カ) 外出支援の実施

(キ) キャンプの実施

(ク) 合同バス旅行の実施

イ 職業適性の発見及び機能訓練

請負作業や自主生産活動（野菜作り、お菓子作り）、衣類の着脱、洗濯や清掃などを通して、利用者の能力に応じた作業を見極め、個々の利用者にあった作業の発見に努め、必要な支援を実施する。

(ア) 野菜作りの実施、販売

(イ) お菓子作りの実施、販売

(ウ) 施設での日常生活、習慣行動

ウ 職業生活及び職業的自立の基礎的訓練

利用者 1 人あたり月額 13,000 円を目標に賃金支給できるよう援助し、働くことの喜びと意義を理解できるように支援するとともに、金銭を得る事の大切さを感じられるように支援する。

(ア) 作業収入による利用者へ賃金の支給

エ 家内工業的な授産指導

企業から支援をいただき、軽作業を受注し納期に収めることの意義や重要性を通して、責任感や達成感を得られるように支援する。

(ア) 自動車関連部品の作業

(イ) 施設駐車場の除草作業

オ その他独立自活に必要な指導訓練

利用者の生活拠点は「地域」であるとの認識に立ち、地域社会との交流を通して、地域社会の一員として、自立して生活できるよう支援する。

また、お菓子・野菜販売の常設スペースを施設内に確保し、購入・注文の出来る場所を明確にしてほしいというニーズに応え、地域に広くアピールすることに努める。さらに、現在月 1 回の保健福祉総合センター定期販売を実施しているが、販売場所の拡大として、役場ホールにおいて月 1 回の販売を実施する。

(ア) 納涼祭の実施

(イ) アルミ缶回収の実施

(ウ) お菓子・野菜常設販売の実施

(エ) 役場ホール【新規】・保健福祉総合センターでのお菓子販売

カ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催する。

(ア) 運営委員会の開催

キ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応する。

(ア) 適正な施設及び設備の管理

(イ) 消防訓練の実施

ク その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、研修・研究し、資質・技術向上に努め、利用者に対する支援、サービスの向上に取り組む。

また、生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指し、労働、福祉、保健、医療と連携して、社会生活資源を有効活用しながら社会性の自立支援に努める。

- (ア) 職員の研修参加
- (イ) 施設見学の実施
- (ウ) 広報紙「花ことば」の発行

(4) 老人福祉センター事業

大泉町より新たに平成31年度から3年間、指定管理者として指定を受け、高齢者の福祉を充実し、各種相談、健康の増進と教養の向上を図るとともに世代間の交流の促進に資することを目的とする。

また、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図り、高齢者福祉の推進を図る。

ア 高齢者のレクリエーション又は集会のための施設提供

高齢者が集える広間、教養娯楽室、健康管理室、入浴施設等を開放し利用者が交流する場を提供する。

(ア) 集会室、入浴施設、教養娯楽室等の提供

(イ) サークル活動、クラブ活動利用者への会議室等の貸出

イ 高齢者の教養向上、健康増進のための事業の開催

教養講座、健康増進講座として次の事業を実施する。また、利用者サークル活動、クラブ活動の発表の場としてお楽しみ会を開催する。

(ア) 教養教室の開催

(イ) 健康教室の開催

(ウ) 音楽健康教室の開催

(エ) お楽しみ会の開催

(オ) 軽スポーツ大会の開催

(カ) カラオケ大会の開催

(キ) 癒しの湯の開催

(ク) 将棋大会の開催

(ケ) サークル活動の支援

ウ 高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談

高齢者の生活相談、健康相談に応じるため、研修・研究し職員の資質、技術向上に努める。

(ア) 相談の受付、支援

(イ) 職員の研修参加

エ 世代間ふれあい交流事業の開催

高齢者と幼児のふれあいの場として、次の事業を実施する。

(ア) 敬老のつどいの開催

(イ) 園児による祖父母の似顔絵館内展示

オ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
施設及び設備の適正管理に努める。

(ア) 適正な施設及び設備の管理

(イ) 消防訓練の実施

カ その他センターの目的を達成するために必要な事業
利用状況の把握及び管理体制の自己評価を行う。

(ア) 利用者アンケートの実施

(イ) 意見箱の設置

(5) 心身障害者等デイサービスセンター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、町内に居住する、既存の授産施設、地域活動支援センター等への通所が困難な在宅の重度心身障害者に、日常生活に必要な基本的な生活習慣訓練や機能訓練及び入浴サービス等の支援を行い、その介護を行う家族等の負担を軽減することを目的とする。

また、利用者個々のＱＯＬ（生活の質）を高め、豊かな人間関係の形成と、実りある人生の確立を支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

ア 日常生活訓練

利用者に応じた個別支援プログラムを作成し、日常生活支援サービスの充実を図るとともに、利用者の自己決定とエンパワーメント（自分らしさを生かして自立して生きる）を推進する。

また、平素より交通事故防止に努め、特に通所時ならびに屋外活動時には万全を期す。

(ア) 支援計画による生活訓練

イ 社会適応訓練

利用者と職員の関係を重視し、それぞれの利用者の障害特性に対応した支援目標を立て、社会と関わりが持てるよう支援する。

(イ) 屋外活動の実施

(イ) 日常生活、習慣行動訓練

(ウ) 合同バス旅行の実施

ウ 機能回復訓練

利用者の障害特性によって必要な支援目標を立て、集団における支援の場を確保し、体力の維持、増進を図る。

(ア) 調理実習の実施

(イ) 屋外活動の実施

(ウ) 社会見学の実施

(エ) 屋外歩行、軽運動の実施

(オ) 食器（カトラリー）使用支援の実施

エ 創作及び軽作業

機能訓練の一環として次の事業を実施する。

- (ア) さをり（機織り）による機能訓練
- (イ) スキル（手芸）による機能訓練
- (ウ) 遊具や玩具による機能低下の予防
- (エ) 案山子作成による機能訓練

オ 養護

家庭介護の負担軽減と、衛生的で健康的な生活ができるよう、入浴サービスや散髪同行サービスなどを実施する。実施にあたっては保護者からの意見や要望等を考慮し、利用者の体調に十分配慮し、入浴希望については、利用回数などの制限は行わず、可能な限り希望に沿うようにサービスを提供する。

- (ア) 入浴サービスの実施
- (イ) 散髪同行サービスの実施
- (ウ) 訪問理美容サービスの検討
- (エ) 延長ケアの実施
- (オ) 体重・検温・血圧測定の実施

カ 家族等に対する介護及び生活援助方法の指導

保護者会を開催し、介護に対する相談や生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながらより良い支援を行う。

- (ア) 保護者会の開催

キ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催する。

- (ア) 運営委員会の開催

ク センターの施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応する。

- (ア) 適正な施設及び設備の管理
- (イ) 消防訓練の実施

ケ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、常に研修・研究し、利用者に対する支援、サービスの向上に努める。

また福祉、医療等の関係機関と連携して、地域社会の中の施設として社会的役割

を果たすことに努める。

- (ア) 職員の研修参加
- (イ) 施設見学の実施
- (ウ) 広報紙「花ことば」の発行

(6) 地域包括支援センター事業

大泉町地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することに努める。

なお、事業の推進においては、地域住民、行政、ケアマネジャー、サービス事業者、民生委員、地区社協等、フォーマル及びインフォーマルなサービス関係者等によって構成される人的ネットワークを構築するよう努める。

また、保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員がそれぞれの専門性を生かしながら、チームアプローチで支援することにより、迅速かつ効果的な支援が提供できるように努める。

本年度においては、元気な高齢者を増やす事を目的とした、介護「よぼう仙人」スクールを中心に各教室の継続とさらなる充実を図り、介護に頼らない健康推進のまちづくりに努め、住民主体の介護予防活動の拡充を目指す。さらに、オレンジカフェ「ひだまり」の継続と充実を目指し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。

ア 包括的支援事業

(7) 総合相談支援業務

地域包括支援センターの周知に努め、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受理し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、相談からサービスの調整まで、ワンストップサービスが展開できる拠点としての機能を果たすよう努める。

また、社会福祉協議会や民生委員、警察署など、地域における様々な関係者とのネットワーク構築に努め、高齢者の持つ課題が解決へと結びつくような支援体制を整える。

(4) 権利擁護業務

a 成年後見制度および日常生活自立支援事業の活用促進

認知症などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活での様々な契約を行うための上記制度について、説明や手続き支援を行う。

b 制度についての周知を図るため講演会を開催

c 高齢者虐待への対応

虐待事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）に基づき、町担当課と連携し、速やかに状況を確認し、事例に即した対応をとる。措置入所が必要と判断した場合には、町担当課に措置入所の実施を提言する。

d 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合等、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

e 消費者被害の防止

消費生活センター、警察署等と連携を図りながら、消費者被害防止に努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

a 医療介護連携会議

ケアマネジャーと医療機関の連携体制の構築を目的として会議を開催し、在宅高齢者への支援が包括的・継続的に実践されるような環境をつくる。

b ケアマネジメント連絡会

町内のケアマネジャーによる情報交換や事例検討等を行う。

c ケアマネジメント研修会

ケアマネジャーの専門的技術向上のための研修会を開催する。

d ケアマネジャーの個別支援

ケアマネジャーが抱える課題や不安に対し、アドバイスや適宜支援を行う。

e 地域ケア会議（個別ケア会議）

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターが主となり地域ケア会議（個別ケア会議）を開催する。地域ケア会議には、行政、ケアマネジャー、介護職員、病院、民生委員等の関係者の出席を求め、支援方針を検討し、助言・援助等を行う。

f 自立支援型地域ケア会議

高齢者一人一人が住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう多職種協働による自立支援型地域ケア会議を行う。

イ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症相談

認知症の人やその介護者等からの相談支援を行い、必要に応じて医療や介護、認知症初期集中支援チームにつなぎ、連携を図りながら支援を行う。

(イ) 認知症サポーター養成講座

認知症の人やその介護者を支援する住民ボランティア（認知症サポーター）を養成する講座を開催し、認知症の正しい知識や介護方法、対応方法等を学んでいただき、認知症にやさしい町づくりを目指す。修了者にはオレンジリングを贈呈。

(ウ) 認知症キッズサポーター養成講座

町内小中学生を対象に、紙芝居や演劇等を取り入れ、分かりやすい題材で認知症の高齢者に対する理解を深める。修了者にはオレンジリングを贈呈。

(エ) オレンジカフェ「ひだまり」

認知症の方やその介護者、地域住民が気軽に立ち寄れるカフェを開催し、認知症になっても暮らしやすい町づくりを目指す。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

a 基本チェックリストの実施

日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）において、基本チェックリストを実施し、その対象者を抽出する。

b ケアマネジメント業務

介護保険における要支援者及び総合事業の対象者に対し、担当者を配置し、アセスメントを実施、ケアプランを作成し、モニタリング、評価をおこなう。

一連の業務をケアマネジャーに委託した場合においても、逐次報告を受け、サービス担当者会議への参加をするなど、適切なマネジメントが行われるよう、指導を行う。

また、町内の要支援者及び総合事業対象者のサービス利用にあたり、国保連合会や町への請求事務を実施する。

(イ) 一般介護予防事業

a 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの介護予防を要する高齢者を訪問等により把握する。

b 介護予防普及啓発事業

パンフレットの配布や社協広報誌への掲載等による介護予防の普及啓発を行う。

c 介護予防教室の実施

(a) 介護「よぼう仙人」スクールと称し、介護予防体操・リズム・ヨーガ・脳トレ等の教室を実施する。

(b) 音楽療法教室

昔懐かしい唱歌や楽器演奏、音楽に合わせた体操などを取り入れた介護予防、認知症予防を目的とした音楽療法教室を開催する。

(c) 栄養教室

食事による健康な体作りを目指す教室を開催する。

(d) 口腔教室

お口の健康を維持向上する教室を開催する。

(e) 地域介護予防教室

介護予防の教室を実施する。

d 居場所作り「ほっとカフェ」

主に閉じこもりを予防するため、高齢者が気軽に集まり手工芸などの楽しみを行える、生きがいつくりの場所を提供する。

e 介護予防手帳の配布

住民が効果的に介護予防活動を行えるよう、介護予防手帳を配布する。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

a 初級・中級介護予防サポーター養成研修

介護予防に関する知識と技能を学ぶ研修を実施し、地域で介護予防活動の取り組みができる人材の育成を行う。

b 介護予防サポータースキルアップ研修

サポーターの資質向上を目指した研修会を実施し、サポーター同士の情報交換の場とする。

c 介護予防活動自主グループ情報交換会

グループ同士が情報交換できる機会を持ち、介護予防活動がさらに拡充されるよう目指す。

d 地域介護予防活動の支援

地域で活動されている介護予防活動グループに対し、情報提供や講師派遣等の支援を行う。また、新たに活動を始めようとするグループに対しては、組織化の支援を行ない、介護予防活動グループの拡充を図る。

e 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の普及促進を目的とした体力測定会を実施する。

エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護保険サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(ア) 地域ネットワークづくりの講座を開催。

(7) 生活困窮者自立相談支援事業

群馬県社協の委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業の邑楽郡5町の支所社協として、関係機関との連携を図り、相談者に対し仕事や住まいの確保などの援助を行い、安定した生活が送れるよう、自立に向けた支援を行う。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活に対する困りごとや不安を抱えた相談者に対し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

- (ア) 生活や就労等に関する相談、受付
- (イ) 支援プランの作成
- (ウ) 相談者に関する支援調整会議の開催
- (エ) 住居確保に関する支援
- (オ) 家計立て直しに関する支援
- (カ) 就労に関する支援
- (キ) 生活困窮世帯の子どもの学習に関する支援
- (ク) 支所社協連絡会議への出席

(8) その他の福祉事業

ア 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、災害救護や国際救援などの活動を行うために、会費や寄付金を合わせた活動資金を財源として活動しています。

日本赤十字社の会費は、住民の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で活用されています。

- (ア) 赤十字活動資金募集協力
- (イ) 献血事業協力
- (ウ) 大泉町分区事務局として協力

イ 赤い羽根共同募金への協力

共同募金運動は、赤い羽根をシンボルマークとして地域住民や学校・企業等で募金をお願いし、高齢者や障害者に対する福祉の充実、子育て支援活動、地域福祉活動の啓発や推進のために活用されています。また、災害支援資金として使われています。

- (ア) 赤い羽根募金募集協力
- (イ) 歳末たすけあい募金募集協力
- (ウ) 大泉町支会事務局として協力

ウ その他目的達成に必要な事業

本会の目的達成のため、協賛や後援事業など積極的に取り組む。

3 年間事業計画

月	社会福祉協議会	町・郡・県、 関連団体等の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・観桜会（地活、デイ） ・お楽しみ会代表者会議（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑楽護国神社例祭 ・郡保護司、更女総会 ・遺族会靖国参拝
5	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、監事会 ・評議員選任・解任委員会 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・保護者会合同バス旅行（地活、デイ） ・カラオケ大会（老セン） ・医療福祉連携会議（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・介護予防サポータースキルアップ研修会（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同金婚式 ・町民献血 ・ボラ協総会 ・母子会総会 ・保護司会、更女会総会 ・療育父母の会総会 ・遺族会総会 ・老人クラブ総会 ・地活、デイ保護者会総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会 ・通学補給金の支給 ・日赤法人募金収納 ・共募運営委員会 ・福祉協力校連絡会議 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・運営委員会（地活・デイ） ・お楽しみ会（老セン） ・春季将棋大会（老セン） ・地域介護予防教室（包括） ・自主グループ代表者会議（包括） ・初級介護予防サポーター養成研修（包括） ・音楽療法教室（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町高齢者・身障者スポーツ大会 ・郡福祉関係団体総会（ボラ協、老人、療育） ・老人クラブ輪投げ大会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修【新規】 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・納涼祭（地活・デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動

	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防訓練（老セン） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・栄養・口腔教室（包括） ・地域介護予防教室（包括） ・認知症サポータースキルアップ研修（包括） ・中級介護予防サポーター養成研修（包括） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修【新規】 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・家族DE チャレンジスクール ・介護体験教室（保専共催） ・日赤防災講座 ・キャンプ（地活） ・健康教室（老セン） ・カラオケ大会（老セン） ・ケアマネジメント研修会（包括） ・体力測定事業（包括） ・介護予防サポータースキルアップ研修（包括） ・音楽療法教室（包括） ・出張オレンジカフェ「ひだまり」（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県戦没者追悼式 ・遺族会英霊塔清掃 ・母子家庭等ふれあい交流事業
9	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読ボランティア講座【新規】 ・小学校放課後子ども教室 ・介護職員初任者研修【新規】 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール（町・教育委員会と共催） ・敬老のつどい（老セン） ・園児による祖父母の似顔絵展示（老セン） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・体力測定事業（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老訪問 ・福祉パレード ・老人クラブグランドゴルフ大会 ・郡老人クラブ輪投げ大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・障害者体験講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・紙おむつ支給 ・共同募金運動街頭募金、法人募金収納 ・運営委員会（地活、デイ） ・お楽しみ会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉県民大会 ・県護国神社例大祭 ・母子、寡婦福祉県民大会 ・郡老人クラブグランドゴルフ大会

	<ul style="list-style-type: none"> ・秋季将棋大会（老セン） ・日帰り旅行（デイ） ・成年後見制度研修会（包括） ・介護予防サポーター代表者会議（包括） ・出張オレンジカフェ「ひだまり」（包括） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会（保健福祉まつり）（町と共催） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール入賞作品集の発行 ・カラオケ大会（老セン） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・音楽療法教室（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉大会 ・町民献血
12	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会 ・歳末たすけあい運動 ・ひとり暮らし高齢者おせち料理配布 ・クリスマス会（地活、デイ） ・軽スポーツ大会（老セン） ・自衛消防訓練（老セン） ・栄養・口腔教室（包括） ・医療福祉連携会議（包括） ・出張オレンジカフェ「ひだまり」（包括） 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体合同新年会 ・紙おむつ支給 ・餅つき（地活、デイ） ・新春カラオケ大会（老セン） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症サポーター養成研修（包括） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション講習会 ・地区社協長会議 ・お遊戯会（老セン） ・お楽しみ会（老セン） ・初級介護予防サポーター養成研修会（包括） ・介護予防サポーター代表者会議（包括） ・ケアマネジメント研修会（包括） ・出張オレンジカフェ「ひだまり」（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ芸能大会 ・郡老人クラブ芸能大会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式（町主催） ・市民活動フェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡ボラのつどい ・ボラ協ひとり暮らし高齢

	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭のつどい ・理事会、評議員会 ・教養教室（老セン） ・中級介護予防サポーター養成研修（包括） ・音楽療法教室（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括） 	者ふれあいのつどい
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ収集運動 ・介護保険説明会 ・生活支援事業の調査研究 ・広報紙の発行（毎月1回） ・ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 ・ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業 ・地域活動支援センターの運営 ・老人福祉センターの運営 ・心身障害者等デイサービスセンターの運営 ・居宅介護支援事業の実施 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活支援体制整備事業の実施【新規】 ・学生服リユース事業 ・お菓子定期販売（地活） <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉総合センター内【月1回】 役場ホール【月1回】【新規】 地活施設内【週1回】 ・クラブ活動支援【4クラブ活動中】（老セン） ・毎月第4土曜『音楽健康教室』（老セン） ・地域自主グループ活動支援（包括） ・介護『よぼう仙人』スクール（9回）（包括） ・ほっとカフェ（月1回）（包括） ・オレンジカフェ「ひだまり」（月1回）（包括） 	・ボラ協給食サービス （月2回）

※実施月、実施内容につきましては変更になる場合がございます。

※包括は、地域包括支援センターの略です。

※地活は、地域活動支援センターの略です。

※デイは、心身障害者等デイサービスセンターの略です。

※老センは、老人福祉センターの略です。